

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	郡山市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.koriyama.fukushima.jp/062000/mynumber-dokujiriyou.html

執行機関名 郡山市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの(特別地域利用料助成)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第9の項 介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第1条	郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用料助成要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の基準(平成11年厚生省告示第99号)に該当する地域(以下「特別地域」という。)に所在する指定訪問介護等事業所が特別地域加算による介護サービスの利用者負担額を減額(以下「利用者負担額の減額」という。)して行った場合に、その減額分に相当する額の範囲内で当該事業所に一定の助成を行うことにより、本市の介護保険のサービスの利用における利用者負担の均衡を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用料助成要綱